

件名：

ミネソタ州における新型コロナウイルス対策：制限措置に関する行政命令

ポイント：

11月18日、ウォルツ州知事は、州内の新型コロナウイルス感染拡大を阻止するため、バー、レストラン、娯楽施設などへ新たな制限措置を11月20日（金）から導入する行政命令に署名しました。詳細は本文と関連リンクを参照ください。この命令に故意に従わない個人には、1,000ドル以下の罰金または90日以下の収監となる可能性があるなど、罰則も規定されていますので、くれぐれもご注意ください。本行政命令の有効期間は4週間とされています。

本文：

ウォルツ州知事は、18日、州内で急拡大する新型コロナウイルス（COVID-19）感染症に対応するため、集会、バー、レストラン、ビジネス、レクリエーション等への新たな措置を導入する行政命令に署名しました。制限措置の内容等は下記のとおりです。

1 発効日時：2020年11月20日（金）23時59分から

2 期間：2020年12月18日（金）まで

3 制限措置の内容：

（1）集会等

- ・同一世帯以外の人達と集まらないこと。
- ・屋内外での集まりは不可（同一世帯メンバーの集まりを除く）。
- ・同一世帯以外の者が個人宅へ入室しないこと。

（2）重要なビジネス（Critical Businesses）

- ・通常操業（ただし、可能な場合は在宅勤務をしなければならないほか、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない）。

（3）その他のビジネス（Non-Critical Business/non-customer facing）

- ・通常操業（ただし、可能な場合は在宅勤務をしなければならないほか、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない）。

（4）小売業

- ・通常操業（ただし、COVID-19 対策プランを持たなくてはならない。）

（5）レストラン／バー

- ・配達、持ち帰りサービスを除き、一般営業の中止。
- ・注文した商品を受け取るために、5人までの顧客が建物内に入ることは可能。

(6) パーソナル・サービス (サロン、タトゥー、散髪など)

- ・ 6 フィートの社会的距離を確保すること。
- ・ 収容人数は定員の 50% を上限とすること。
- ・ 予約が必要。

パーソナル・サービスに関するガイダンスの詳細は下記リンクを参照ください。

http://dli.mn.gov/sites/default/files/pdf/COVID_19_preparedness_plan_requirements_guidelines_personal_care_services.pdf

(7) ジム、パーソナル・フィットネス、ヨガ・スタジオ、武道など

- ・ 一般営業の中止。

(8) 屋内イベント、娯楽等

- ・ 一般営業の中止。

(9) 屋外イベント、娯楽等

- ・ 一般営業の中止。

(10) 学校建物

- ・ 全ての公立及び私立の学校については下記リンクのセーフ・ラーニング・プランに従うこと。

<https://mn.gov/covid19/for-minnesotans/safe-learning-plan/overview.jsp>

(11) 託児

- ・ 下記 CDC (米国疾病予防管理センター) のガイドラインに従って通常操業。

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/guidance-for-childcare.html>

(12) 青少年プログラム

- ・ 託児を目的とした青少年プログラムの実施は可能であるが、スポーツの指導や試合は不可。

- ・ 下記の MDH (ミネソタ州公衆衛生局) 及び CDC のガイダンスに従うこと。

MDH ガイダンス

<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/schools/socialdistance.pdf>

CDC ガイダンス

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/schools-childcare/index.html>

(13) 組織化されたスポーツ (大人及び未成年)

- ・ 中止。

(14) 屋外レクリエーション及び屋外施設

- ・ 下記 NDR (自然資源局) のガイダンスに沿って操業すること。

<https://www.dnr.state.mn.us/covid-19.html>

- ・ 屋外レクリエーション施設内に所在する屋内施設は全て閉鎖される。
- ・ 屋外での集まりは同一世帯メンバーのみで可能。

(15) 礼拝所、宗教サービス、葬儀など

- ・バーチャルでのサービスのみが強く奨励される。
- ・冠婚葬祭やその他これに類する予定された儀式は、現行ルールのままで行うことが可能。ただし、これらの儀式に関連するすべてのレセプションや集会は、キャンセルまたは延期しなければならない。

(16) 祝賀会や個人的なパーティのための宴会場

- ・営業中止。

(17) キャンプ場、貸し出しボート

- ・下記 NDR（自然資源局）のガイダンスに沿って操業可能。

<https://www.dnr.state.mn.us/covid-19.html>

(18) 250人以上の大型の公衆集会 (large public gathering)

- ・中止。

(19) プール及び遊泳パーク

- ・営業中止。

4 主な罰則規定：

- (1) この命令に故意に従わない個人に対しては 1,000 ドル以下の罰金または 90 日以下の収監。
- (2) この命令に故意に従わない事業者に対しては 3,000 ドル以下の罰金または一年以下の収監。

○今回の行政命令 20-99 及び制限措置の内容については下記のリンクを参照下さい。

https://mn.gov/governor/assets/EO%2020-99%20Final%20%28003%29_tcm1055-454294.pdf

<https://mn.gov/covid19/for-minnesotans/stay-safe-mn/stay-safe-plan.jsp>

○COVID-19 対策プランの概要に関しては下記のリンクを参照下さい。

<https://www.health.state.mn.us/diseases/coronavirus/businessesplan.html>

○11月12日付領事メール（ミネソタ州における新たな緊急行政命令の発表について）は下記のリンクを参照下さい。

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100114827.pdf>

邦人の皆様におかれましては、良き市民として、同行政命令を遵守し、引き続き外出時におけるマスク等の着用、社会的距離の確保に努め、関連情報の収集に努めて下さい。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryoji1@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。